



KOYANO  
C. P. A.  
OFFICE

**小谷野公認会計士事務所**

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》太陽光発電設備投資に関する税務

はじめに

現在、日本は石油や石炭などエネルギー資源のほとんどを諸外国からの輸入に頼っていますが、このような化石燃料は使い続けられなくなるものであり、太陽光という無尽蔵のエネルギーを活用する太陽光発電はエネルギー資源問題の有力な解決策とされています。補助金や税制の優遇措置などもあり導入が進んでいる太陽光発電についてまとめました。

### 1. 固定価格買取制度の概要

再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、再生可能エネルギーによる電気の買い取りを電力会社に義務付け、買い取りに要する費用を発電促進賦課金として電気を使う者に負担してもらう制度です。また、この制度を受けるためには国から認定を受け電力会社と契約を結ぶ必要があります。なお、今年度（平成26年4月～平成27年3月）の買取価格は以下の通りです。この買取価格は一定期間固定されているため安定的に当初の設備投資コストを回収することができます。

	10kW以上	10kW未満
価格	32円+消費税	37円*

\*税込価格 消費税の考え方については以下のリンクを参照。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/faq.html#period](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/faq.html#period)

### 2. 余剰売電と全量売電

電気を買い取ってもらう方法としては、余剰売電と全量売電の2通りがあります。余剰売電の主たる対象は一般的な個人住宅でソーラー・パネルの総出力が10kW未満に対し、全量売電の主たる対象は大規模な太陽光発電設備を要した工場などで総出力が10kW以上です。

### 3. 売電収入による課税

給与所得者である個人が自宅に太陽光発電を設置し売電収入を得た場合は、雑所得に該当します。また、個人事業者が事業所に当該設備を設置し売電収入を得た場合は、事業所得に該当します。一方で、不動産所得を得る個人事業者が、当該設備を設置しその発電した電力を共用部分で使用し売電収入を

得た場合は、不動産所得を増減させるものと考え不動産所得に該当します。

ただし、不動産所得を得る個人が全量売電の方法により収入を得る場合は、不動産との関連性が認められないことから、事業として行われている場合を除き、雑所得として取り扱うこととなります。

### 4. グリーン投資減税

平成28年3月31日までに新品の太陽光発電設備を取得等し、その取得等した日から1年以内に自己の事業の用に供した場合には特別償却又は税額控除が認められています。ただし、国又は地方公共団体から補助金を受けて取得した場合にはこれらの優遇規定は受けられません。

#### (1) 特別償却

- ① 適用対象法人…青色申告書を提出する法人
- ② 特別償却限度額…一定の太陽光発電設備の取得価額の30%相当額です。また、取得価額の全額を償却（即時償却）することもできます。ただし、即時償却を選択する場合には平成27年3月31日までに取得等したこととなっているためその期限に注意が必要です。（措法42の5①⑥）

#### (2) 税額控除

- ① 適用対象法人…青色申告書を提出する法人で中小企業者等
- ② 税額控除限度額…一定の太陽光発電設備の取得価額の7%相当額です。ただし、その税額控除額は、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰り越しができません。（措法42の5②③④）

なお、所得税においても同様とされています。（措法10の2の2）ただし、事業所得の計算における特例規定であるため不動産所得の計算においては適用できません。

まとめ

地球温暖化の影響や東日本大震災がもたらした原子力発電のリスクから、再生可能エネルギー市場は今後も拡大していくと見られています。

（担当：稲浦）

TEL.03 (5350) 7435 otoiwase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>